

○国立大学法人帯広畜産大学における登録商標の管理及び使用に関する細則

(平成 27 年 9 月 16 日細則第 16 号)

改正 平成 31 年 2 月 13 日細則第 1 号

(目的)

第 1 条 この細則は、国立大学法人帯広畜産大学職務発明取扱規程(平成 16 年規程第 118 号。以下「規程」という。)第 14 条の規定に基づき、国立大学法人帯広畜産大学(以下「本学」という。)が所有権を保有する別表 1 に定める商標(以下「登録商標」という。)の管理及び使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「商標」とは、商標法(昭和 34 年法律第 127 号)に定める標章であって商品に使用されるもの(以下「商品商標」という。)及び役務に使用されるもの(以下「サービスマーク」という。)をいう。
- (2) 「商標権」とは、商標法に基づき商品商標及びサービスマークについて設定の登録により発生した権利をいう。
- (3) 「使用希望者」とは、本学の役員、職員及び学生(国立大学法人岐阜大学大学院連合獣医学研究科又は国立大学法人岩手大学大学院連合農学研究科所属の者で本学に配属された者を含む。)以外の者で登録商標の使用を希望するものをいう。

(商標に関する管理及び諸手続き)

第 3 条 本学における登録商標に関する管理及び使用に関する諸手続きは、国立大学法人帯広畜産大学産学連携センター知的財産・リスク管理室(以下「管理室」という。)において行う。

(登録商標の使用)

第 4 条 使用希望者は、登録商標の使用に当たり本学の尊厳及び品位を損なうことがあってはならない。

(登録商標の使用許諾)

第 5 条 使用希望者が登録商標の使用を希望するときは、別に定める商標使用申請書により、学長にその使用許可を得なければならない。

- 2 学長は、前項による使用申請があったときは、管理室の意見を聴いて可否を決定し、商標使用許可通知書又は商標使用不許可通知書のいずれかにより通知するものとする。
- 3 登録商標の使用を許可した場合は、使用希望者と使用条件等を協議し、使用許諾契約を締結するものとする。
- 4 使用希望者への使用許諾は、原則として有償とする。ただし、学長が本学の業務推進のために特に必要と認めるときは、この限りでない。

(禁止行為)

第6条 登録商標の使用を許諾された者(以下「使用者」という。)は、その使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 登録商標を改変して使用する行為
- (2) 登録商標の第三者への再使用許諾
- (3) その他本学が不適切と判断する行為
(使用の差し止め及び損害賠償請求)

第7条 使用者が、前条に定める禁止行為を行うほか、本学の名誉及び信用を著しく低下させ、本学に損害を生じさせた場合は、本学は当該使用者に対し、登録商標の使用差し止め及び損害賠償請求を行うことがある。

(事務)

第8条 登録商標に関する管理及び使用に関する事務は、研究支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、登録商標の管理及び使用に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成27年9月16日から施行する。

附 則(平成31年2月13日細則第1号)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1(第1条関係)

① 校章+略称



商品及び役務の区分：第9類，第16類，第18類，第21類，第24類，
第25類，第29類，第30類，第33類

登録番号：商標登録第5769644号

② ロゴマーク



商品及び役務の区分：第9類，第16類，第18類，第21類，第24類，
第25類，第29類，第30類，第33類

登録番号：商標登録第5965869号